

役員報酬等並びに費用に関する規程

第1条 (目的)

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第16条及び第29条の規定に基づき、公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会（以下「本協会」という。）の役員及び評議員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

第2条 (定義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 兼務役員とは、本協会事務局職員であって本協会の役員を兼ねている者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

第3条 (報酬等の支給)

この法人は、役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員 報酬（月額）
 - (2) 兼務役員 報酬（月額）
 - (3) 非常勤役員 報酬（日額）
 - (4) 評議員 報酬（日額）
2. 役員等には、賞与は支給しないものとする。
 3. 役員等には、任期に応じ退職慰労金を支給する事ができる。

第4条 (報酬額及び支給方法)

常勤役員の報酬は月額とし、別表1「常勤役員報酬表」に定める月額の範囲内で、評議員会において決定する。

2. 常勤役員及び兼務役員の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等の支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程を準用する。

3. 兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与とに区分して表示することができる。
4. 非常勤役員の報酬は日額とし、別表 2「非常勤役員等報酬表」に定める日額の範囲内で、理事会及び招集のあった会議等への出席の都度、支給する。
5. 評議員の報酬は日額とし、別表 2「非常勤役員等 報酬表」に定める日額の範囲内で評議委員会及び招集のあった会議等への出席の都度、支給する。
6. 役員等の退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、別表 3「役員退職慰労金支給表」に定める金額を退任手続き完了時に支給する。

第 5 条（費用）

本協会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、事前に支払うものとする。

2. 前項の費用については、業務報告書及び精算書並びに領収書を添付の上、事務局に提出し、所定の稟議手続きを経て支払われるものとする。
3. 常勤役員には、通勤に要する交通費として必要な場合は通勤手当を支給する事ができるものとし、その計算方法は、職員給与規程に準じる。

第 6 条（公表）

本協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第 7 条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

第 8 条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 2 規定改定 令和 6 年 2 月 15 日 評議委員会決議により決定し、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

(別表 1) 常勤役員報酬表

役職	月額上限
理事長	700,000
業務執行理事	500,000
兼務役員	300,000

(別表 2) 非常勤役員報酬表

	会議種別	日額上限
理事	定例・臨時理事会	20,000
	その他の会議	10,000
評議員	定例・臨時評議員会	20,000
	その他の会議	10,000
監事	定例・臨時理事会	20,000
	監査業務	10,000

(別表 3) 役員退職慰労金支給料率表

役員種別		支給料率	
常勤理事	理事長	月額報酬額 × 在任期間	最長8年分
	執行理事	月額報酬額 × 在任期間	
	理事	月額報酬額 × 在任期間	
非常勤役員	理事長	100,000円 × 在任期間	
	理事	30,000 × 在任期間	
	評議員	30,000 × 在任期間	
監事	実務兼務	50,000 × 在任期間	
	非常勤	30,000 × 在任期間	